

新潟薬科大学後援会会則等の改正について

新潟薬科大学後援会会則及び新潟薬科大学後援会会則施行細則を、次のように改正します。

新潟薬科大学後援会会長

記

1. 新潟薬科大学後援会会則

○ 改正内容

別紙「新潟薬科大学後援会会則新旧対照表」のとおり、第2条（組織）について、
（現 行）本会に、薬学部分会及び応用生命科学部分会を置く。

↓

（改正案）本会に、新潟薬科大学に設けられる学部ごとに分会を置く。
に変更のうえ、新潟薬科大学に置かれる学部ごとに本会の分会をそれぞれ置くものとする。

○ 附 則

この会則は、令和4年7月11日から施行する。

《提案説明》

令和5年度に新潟薬科大学に新学部が設置される予定であり、今後の学部増設に備え、同大学に置かれる学部ごとに本会の分会を設けることとするため、必要な条文の整理を行うものとする。

2. 新潟薬科大学後援会会則施行細則

○ 改正内容

別紙「新潟薬科大学後援会会則施行細則新旧対照表」のとおり、第2条について、
(現 行) 委員は、各学年の正会員の中から4名を委嘱する。

↓

(改正案) 委員は、正会員の中から各学部(分会)各学年2名をそれぞれ委嘱する。
に変更のうえ、新潟薬科大学に置かれる学部・学年ごとに委嘱する委員人数を規定するものとする。

○ 附 則

この施行細則は、令和4年7月11日から施行する。

《提案説明》

令和5年度に新潟薬科大学に新学部が設置される予定であり、今後の学部増設に備え、同大学に置かれる各学部(分会)各学年において委嘱する委員の人数を定めるため、必要な条文の整理を行うものとする。